# 正社員/契約社員 退職金支給規程

株式会社KPMG Ignition Tokyo

#### 第1条 (目的)

この規程は、正社員/契約社員就業規則第49条に基づき、株式会社KPMG Ignition Tokyo (以下「会社」という。)の従業員の退職金について定めたものである。

#### 第2条 (従業員の定義)

この規程による従業員とは、就業規則第2条に定める者で、臨時に雇用される者 は含まない。

## 第3条 (受給資格者)

受給資格者は、勤続2年以上で且つ下記に掲げる事由により退職又は昇格する正 社員をいう。契約社員は受給資格を有さない。

- (1) 定年に達し退職する者
- (2) パートナーに昇格する者
- (3) 会社のやむを得ざる都合により解雇する者
- (4) 在職中若しくは休業・休職中に死亡した者
- (5) 会社からの勧奨に応じて合意により退職する者
- (6) 退職の申出があり、会社が承諾した者
- (7) 休業・休職期間が満了し、又は休業・休職期間中に休業・休職理由が消滅 したにもかかわらず復職できない者
- 2. 次に掲げる事由により退職する者の取扱は次による。
  - (1) 懲戒処分による解雇者には退職金を支給しない
  - (2) 諭旨退職する者には退職金を減額し、又は支給しないことができる
  - (3) 受給資格者が死亡した場合の退職金は遺族に支給する 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則の定めを準用する。 ただし、確定給付企業年金から支給される給付にかかる遺族の範囲及び 順位については、別に定める確定給付企業年金規約(以下、「企業年金規 約」という。)に定めるところによる。

#### 第4条 (勤続年数の計算方法)

退職金の算定基礎とする勤続年数の計算は正社員として入社日より退職日までとし、1年未満の端数が生じる場合は月割とし、1ヶ月に満たない端数日は1ヶ月に切り上げる。

但し、勤続2年未満は1ヶ月に満たない端数の切り上げは行わない。

- 2. 勤続年数には次の期間を算入しない。
  - (1)業務外傷病による休職期間

- (2) 育児・介護休業期間
- (3) 公職のため、長期間就業できない休職期間
- (4) 刑事事件に関係し、相当期間にわたり就業ができないことが見込まれる 等、休職が適当と認められた休職期間
- (5) その他会社が認めた休職期間 但し、第5号に該当する時は勤続年数に算入することがある。
- 3. 上記期間を勤続期間に算入しない結果、2年未満となる際は、退職金を支給しない。

## 第5条 (支給額の計算)

退職金は次の算式によって計算する。

(基本退職金+加算退職金) ×支給率

## 第6条 (基本退職金)

基本退職金は次の表の通りとする。

勤 続 年 数	支 給 額
5年以下	1年当り 100,000円
5年超10年以下	1年当り 120,000円
10年超	1年当り 150,000円

## 第7条 (加算退職金)

加算退職金は次の表の通りとする。

## (1) 専門職員

ランク	支	給	額
アソシエイトソリューションスタッフ/			
アソシエイトテクノロジースタッフ			
ソリューションスタッフ/	1年业的	1500	0 0 0 Ш
テクノロジースタッフ	1年当り 	150	,0001
シニアソリューションスタッフ/			
シニアテクノロジースタッフ			
マネジャー/ドメインリーダー			
シニアマネジャー/シニアドメインリーダー	1年米の	200	0 0 0 Ш
ディレクター/ドメインディレクター	1年当り	300	, U U U 円
フェロー/プリンシパル			

# (2) 事務職員

ランク	ランク在職年数	支	給 額
アソシエイトプロフェッショナ			
ルサポートスタッフ /プロフェ		1年当り	50,000円
ッショナルサポートスタッフ			
シニアプロフェッショナルサポ	10年以下	1年当り	100,000円
ートスタッフ	10年超	1年当り	150,000円
マネジャー/ドメインリーダー	10年以下	1年当り	250,000円
シニアマネジャー/シニアドメ インリーダー ディレクター/ドメインディレ クター フェロー/プリンシパル	10年超	1年当り	300,000円

# 第8条 (支給率)

退職金の支給は退職の事由により下記の通り取扱う。

- (1) 第3条第1号~第5号は、支給率を100%とする。
- (2) 第3条第6号~第7号は、自己都合退職として支給率を次の表の通りとする。

勤続年数	支給率
18年以下	60%
18年超19年以下	6 5 %
19年超20年以下	70%
20年超21年以下	7 5 %
21年超22年以下	80%
22年超23年以下	8 5 %
23年超24年以下	90%
24年超25年以下	95%
2 5 年超	100%

# 第9条 (端数処理)

基本退職金及び加算退職金の計算において1円未満の端数が生じたときは、これ を項目毎1円に切り上げる。

2. 退職金の支給額において、100円未満の端数が生じたときは、これを100 円に切り上げる。

### 第10条 (特別功労等による増額)

在職中に功労のあった者又は特別の事情のあった者は、取締役会の決裁により退職金を増額して支給することができる。

## 第11条 (勧奨による退職)

勧奨を受けて退職した者について、退職金を増額して支給することができる。 なお、第3条の定めにもかかわらず、勤続2年未満でも退職金を支給することがで きる。

#### 第12条 (支払日及び支払方法)

退職金は第3条の支給事由が発生した日の属する月の翌月末日までに支払う。

- 2. 支払方法は本人があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3. 前各号の定めにかかわらず、確定給付企業年金から支給される給付については企業年金規約に定めるところによる。

#### 第13条 (債務控除、支払保留)

会社が退職者に貸付金、立替金等の債権を有する場合、退職金から当該金額を差 引くことができる。また、会社から物品の貸与を受けている退職者については、物 品が定められた状態で会社に返還されるまで退職金の支払いを保留することができ る。

但し、確定給付企業年金から支払われた額については、会社は返還を求めること ができないものとする。

#### 第14条 (確定給付企業年金)

企業年金規約に定めるところにより年金または一時金を支給される者については、本規程第5条により計算される退職金額から次のいずれかの金額を控除した額を支払う。

- (1) 企業年金規約から支払われる年金の原資相当額
- (2) 企業年金規約から支払われる一時金額
- 2. 企業年金規約第7条に定める勤続ポイントとは、勤続年数に応じて、別表に定めるポイントとする。なお、ポイント単価は1,000円とする。
- 3. 前項に定めるポイント付与の基礎となる勤続年数については、本規程第4条を準用する。

#### 第15条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を

経て行うこととする。

## 附則 (施行期日)

第1条 本規程は、2019年7月1日より施行する。

本規程は、2020年7月1日から改定する。

本規程は、2020年10月1日から改定する。

本規程は、2021年4月1日から改定する。

本規程は、2021年10月1日から改定する。

本規程は、2022年11月1日から改定する。

# 第2条 (加算退職金の計算)

本規程の改定により加算退職金表の内容に変更があった場合には、退職金計算において改定後の金額の改定前期間への遡及適用はせず、改定前後それぞれの規程の有効期間に対応する加算退職金を適用する。2019年7月1日の会社設立の際にKPMG コンサルティング株式会社より株式会社 KPMG Ignition Tokyo に転籍した従業員については KPMG コンサルティング株式会社への在籍期間にかかわる加算退職金については、KPMG コンサルティング株式会社の退職金支給規程(2018年10月1日施行)により計算した額とする。

#### 第3条 (ランクの読み替え)

本規程 第7条の適用において、次の通りランクの読み替えを行う。

2020年7月1日~2020年9月30日における専門職員のランク

読み替えられるランク	読み替えるランク
ディスティングイッシュトエン	スペシャリストディレクター
ジニア	
シニアエンジニア	スペシャリストシニアマネジャー
	スペシャリストマネジャー
エンジニア	シニアスペシャリスト
	スペシャリスト
	ジュニアスペシャリスト

#### 第4条 (事務職員のランク在職年数の計算)

本規程 第7条の適用においてシニアプロフェッショナルサポートスタッフの在職 年数についてはシニアアドミニストレーターの在職年数も含める。

2019年7月1日制定

(別表)

勤続	単年度 ポイント
年数	• • •
0	9 0
	9 0
2	9 0
3	9 0
4	9 0
2 3 4 5 6 7	1 0 2 1 0 2 1 0 2
6	102
7	102
8	102
8 9	$\begin{array}{c} 1 \ 0 \ 2 \\ 1 \ 0 \ 2 \\ 1 \ 2 \ 0 \end{array}$
1 0	1 2 0
1 1	1 2 0
1 2	1 2 0
1 3	1 2 0 1 2 0
1 4	120
1 4 1 5	120
1 1 1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 9	1 0 2 1 2 0 1 2 0
1 7	
1 7 1 8 1 9	1 2 0 2 9 0 3 1 0
1 9	310
20	3 3 0
2 1	3 3 0 3 5 0 3 7 0
2 2	370
2 2	390
2 4	410
24	3 9 0 4 1 0 4 3 0
2 3	$\begin{array}{c} 430 \\ 200 \end{array}$
2 1 2 2 2 3 2 4 2 5 2 6 2 7 2 8 2 9	$\begin{array}{c} 200 \\ 200 \end{array}$
2 1	200
2 0	2 0 0 2 0 0
2 0 2 1 2 2 2 3 2 4 2 5 2 6 2 7 2 8 2 9 3 0 3 1 3 2 3 3	200
3 0	200
3 1	200
32	200
3 3	200
3 2 3 3 3 4 3 5	1 2 0 2 9 0 3 1 0 3 3 0 3 5 0 3 7 0 3 9 0 4 1 0 4 3 0 2 0 0 0
35	200
3 6	200
3 5 3 6 3 7 3 8	200
3 8	
3 9	200
4 0	200